

○ 運転免許の取消し、効力の停止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処 分 基 準 <u>令和7年3月24日作成</u> 法令名：道路交通法 根拠条項：第90条第5項 処分の概要：運転免許の取消し、効力の停止 原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長） 法令の定め：道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準） 処分基準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。 問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000） 備考：	処 分 基 準 <u>令和6年12月12日作成</u> 法令名：道路交通法 根拠条項：第90条第5項 処分の概要：運転免許の取消し、効力の停止 原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長） 法令の定め：道路交通法第90条第1項（免許の拒否等）第4号から第6号まで道路交通法施行令第33条の2第1項、第3項及び第4項（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準） 処分基準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は、別紙のとおり。 問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000） 備考：	

改正後	改正前	備考
別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 運転免許の取消しに係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処分基準 <u>令和7年3月24日作成</u>	処分基準 <u>令和6年12月12日作成</u>	
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法	
根拠条項：第90条第6項	根拠条項：第90条第6項	
処分の概要：運転免許の取消し	処分の概要：運転免許の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法令の定め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）	法令の定め：道路交通法第90条第2項（免許の拒否等）	
処分基準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	処分基準：運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	
備考：	備考：	

改正後	改正前	備考
別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処 分 基 準 <u>令和 7 年 3 月 2 4 日作成</u> 法令名：道路交通法 根拠条項：第 9 0 条第 9 項 処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法令の定め：道路交通法施行令第 3 3 条の 4 第 1 項及び第 3 項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準） 処分基準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。 問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0） 備考：	処 分 基 準 <u>令和 6 年 1 2 月 1 2 日作成</u> 法令名：道路交通法 根拠条項：第 9 0 条第 9 項 処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法令の定め：道路交通法施行令第 3 3 条の 4 第 1 項及び第 3 項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準） 処分基準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。 問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話 0 4 3 - 2 7 4 - 2 0 0 0） 備考：	

改正後	改正前	備考
別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処 分 基 準 <u>令和7年3月24日作成</u>	処 分 基 準 <u>令和6年12月12日作成</u>	
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法	
根拠条項：第90条第10項	根拠条項：第90条第10項	
処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定	処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法令の定め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）	法令の定め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準）	
処分基準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	処分基準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000）	
備考：	備考：	

改正後	改正前	備考
別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
令和7年3月24日作成 処分基準 法令名：道路交通法 根拠条項：第90条第10項 処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法令の定め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準） 処分基準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。 問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000） 備考：	令和6年12月12日作成 処分基準 法令名：道路交通法 根拠条項：第90条第10項 処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定 原権者（委任先）：千葉県公安委員会 法令の定め：道路交通法施行令第33条の4第2項及び第3項（免許の拒否等の場合の免許の欠格期間の指定の基準） 処分基準：運転免許を受けることができない期間の指定については、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。 問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課追跡捜査係 （電話043-274-2000） 備考：	

改正後	改正前	備考
別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 運転免許の取消し、効力の停止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処 分 基 準 令和7年3月24日作成 法令名：道路交通法 根拠条項：第103条第1項 処分の概要：運転免許の取消し、効力の停止 原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長） 法令の定め：道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等） 処分基準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。 問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係 備考：	処 分 基 準 令和6年12月12日作成 法令名：道路交通法 根拠条項：第103条第1項 処分の概要：運転免許の取消し、効力の停止 原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長） 法令の定め：道路交通法第103条第1項、第3項から第7項まで、第9項及び第10項（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等） 処分基準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。 問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係 備考：	

改正後	改正前	備考
別紙1 2 てんかん (1) ～ (4) 略 (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら<u>免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請</u>を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。 3 再発性の失神(2)不整脈を原因とする失神(ア)～(エ)略 (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8 t 限定)を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれらの<u>免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請</u>を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。 別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上期間とする。	別紙1 2 てんかん (1) ～ (4) 略 (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら<u>免許の申請又は更新の申請</u>を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。 3 再発性の失神(2)不整脈を原因とする失神(ア)～(エ)略 (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8 t 限定)を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれらの<u>免許の申請又は更新の申請</u>を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を慫慂することとする。 別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上期間とする。	法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた) 法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた) 「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 運転免許の取消しに係る処分基準

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処分基準 <u>令和7年3月24日作成</u>	処分基準 <u>令和6年12月12日作成</u>	
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法	
根拠条項：第103条第2項	根拠条項：第103条第2項	
処分の概要：運転免許の取消し	処分の概要：運転免許の取消し	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法令の定め：道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）	法令の定め：道路交通法103条第2項から第5項まで、第8項及び第9項（免許の取消し、停止等）	
処分基準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	処分基準：運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	
備考：	備考：	

改正後	改正前	備考
別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 運転免許の取消し、効力の停止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和7年3月24日作成	令和6年12月12日作成	
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法	
根拠条項：第103条第4項	根拠条項：第103条第4項	
処分の概要：運転免許の取消し、効力の停止	処分の概要：運転免許の取消し、効力の停止	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）	原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の効力の停止については、千葉県警察本部長）	
法令の定め：道路交通法第103条（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）	法令の定め：道路交通法第103条（免許の取消し、停止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条第1項から第5項まで（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）	
処分基準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	処分基準：病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	
問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係	問い合わせ先：交通部運転免許本部（電話043-274-2000） 執行課聴聞係 運転教育課安全運転相談係	
備考：	備考：	

改正後	改正前	備考
別紙1 2 てんかん (1) ～ (4) 略 (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら<u>免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請</u>を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 3 再発性の失神(2)不整脈を原因とする失神(ア)～(エ)略 (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8 t 限定)を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれらの<u>免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請</u>を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	別紙1 2 てんかん (1) ～ (4) 略 (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら<u>免許の申請又は更新の申請</u>を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 3 再発性の失神(2)不整脈を原因とする失神(ア)～(エ)略 (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8 t 限定)を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれらの<u>免許の申請又は更新の申請</u>を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた) 法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた) 「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
処 分 基 準	処 分 基 準																	
令和 7 年 3 月 2 4 日作成	令和 6 年 1 2 月 1 2 日作成																	
<table><tr><td>法令名：道路交通法</td></tr><tr><td>根拠条項：第 1 0 3 条第 7 項</td></tr><tr><td>処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め：道路交通法施行令第 3 8 条第 6 項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</td></tr><tr><td>処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr><tr><td>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話 0 4 3－2 7 4－2 0 0 0）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第 1 0 3 条第 7 項	処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め：道路交通法施行令第 3 8 条第 6 項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話 0 4 3－2 7 4－2 0 0 0）	備考：	<table><tr><td>法令名：道路交通法</td></tr><tr><td>根拠条項：第 1 0 3 条第 7 項</td></tr><tr><td>処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め：道路交通法施行令第 3 8 条第 6 項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</td></tr><tr><td>処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr><tr><td>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話 0 4 3－2 7 4－2 0 0 0）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第 1 0 3 条第 7 項	処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め：道路交通法施行令第 3 8 条第 6 項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話 0 4 3－2 7 4－2 0 0 0）	備考：	
法令名：道路交通法																		
根拠条項：第 1 0 3 条第 7 項																		
処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め：道路交通法施行令第 3 8 条第 6 項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）																		
処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話 0 4 3－2 7 4－2 0 0 0）																		
備考：																		
法令名：道路交通法																		
根拠条項：第 1 0 3 条第 7 項																		
処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め：道路交通法施行令第 3 8 条第 6 項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）																		
処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話 0 4 3－2 7 4－2 0 0 0）																		
備考：																		

改正後	改正前	備考
別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 運転免許を受けることができない期間の指定に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
処 分 基 準	処 分 基 準																	
令和7年3月24日作成	令和6年12月12日作成																	
<table><tr><td>法令名：道路交通法</td></tr><tr><td>根拠条項：第103条第8項</td></tr><tr><td>処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</td></tr><tr><td>処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr><tr><td>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第103条第8項	処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	備考：	<table><tr><td>法令名：道路交通法</td></tr><tr><td>根拠条項：第103条第8項</td></tr><tr><td>処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）</td></tr><tr><td>処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr><tr><td>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第103条第8項	処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）	処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	備考：	
法令名：道路交通法																		
根拠条項：第103条第8項																		
処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）																		
処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）																		
備考：																		
法令名：道路交通法																		
根拠条項：第103条第8項																		
処分の概要：運転免許を受けることができない期間の指定																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め：道路交通法施行令第38条第7項（免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準）																		
処分基準：運転免許の欠格期間の基準の指定は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）																		
備考：																		

改正後	改正前	備考
別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 自動車等の運転禁止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和7年3月24日作成	令和6年12月12日作成	
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法	
根拠条項：第107条の5第1項	根拠条項：第107条の5第1項	
処分の概要：自動車等の運転禁止	処分の概要：自動車等の運転禁止	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）	法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）	
処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係	
備考：	備考：	

改正後	改正前	備考
別紙1 2 てんかん (1) ～ (4) 略 (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら<u>免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請</u>を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 3 再発性の失神(2)不整脈を原因とする失神(ア)～(エ)略 (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8 t 限定)を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれらの<u>免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請</u>を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	別紙1 2 てんかん (1) ～ (4) 略 (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら<u>免許の申請又は更新の申請</u>を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 3 再発性の失神(2)不整脈を原因とする失神(ア)～(エ)略 (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8 t 限定)を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれらの<u>免許の申請又は更新の申請</u>を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた) 法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた) 「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 自動車等の運転禁止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和7年3月24日作成	令和6年12月12日作成	
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法	
根拠条項：第107条の5第1項	根拠条項：第107条の5第1項	
処分の概要：自動車等の運転禁止	処分の概要：自動車等の運転禁止	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）	法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項（自動車等の運転禁止等）道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条第1項（自動車等の運転の禁止の基準）	
処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課（電話043-274-2000） 聴関係 処分係	
備考：	備考：	

改正後	改正前	備考
別紙1 2 てんかん (1) ～ (4) 略 (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら<u>免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請</u>を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 3 再発性の失神(2)不整脈を原因とする失神(ア)～(エ)略 (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8 t 限定)を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれらの<u>免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請</u>を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上期間とする。	別紙1 2 てんかん (1) ～ (4) 略 (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら<u>免許の申請又は更新の申請</u>を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 3 再発性の失神(2)不整脈を原因とする失神(ア)～(エ)略 (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8 t 限定)を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれらの<u>免許の申請又は更新の申請</u>を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上期間とする。	法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた) 法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた) 「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 自動車等の運転禁止に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																
処分基準 令和7年3月24日作成 <table><tr><td>法令名：道路交通法</td></tr><tr><td>根拠条項：第107条の5第2項</td></tr><tr><td>処分の概要：自動車等の運転禁止</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）</td></tr><tr><td>処分基準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr><tr><td>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第107条の5第2項	処分の概要：自動車等の運転禁止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）	処分基準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備考：	処分基準 令和6年12月12日作成 <table><tr><td>法令名：道路交通法</td></tr><tr><td>根拠条項：第107条の5第2項</td></tr><tr><td>処分の概要：自動車等の運転禁止</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会</td></tr><tr><td>法令の定め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）</td></tr><tr><td>処分基準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。</td></tr><tr><td>問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第107条の5第2項	処分の概要：自動車等の運転禁止	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	法令の定め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）	処分基準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)	備考：	
法令名：道路交通法																		
根拠条項：第107条の5第2項																		
処分の概要：自動車等の運転禁止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）																		
処分基準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備考：																		
法令名：道路交通法																		
根拠条項：第107条の5第2項																		
処分の概要：自動車等の運転禁止																		
原権者（委任先）：千葉県公安委員会																		
法令の定め：道路交通法第107条の5第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第40条第2項（自動車等の運転の禁止の基準）																		
処分基準：自動車等の運転禁止を行う場合は、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。																		
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 (電話043-274-2000)																		
備考：																		

改正後	改正前	備考
別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	別紙 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

○ 自動車等の運転禁止に係る処分基準

(赤字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
処 分 基 準	処 分 基 準	
令和7年3月24日作成	令和6年12月12日作成	
法令名：道路交通法	法令名：道路交通法	
根拠条項：第107条の5第9項	根拠条項：第107条の5第9項	
処分の概要：自動車等の運転禁止	処分の概要：自動車等の運転禁止	
原権者（委任先）：千葉県公安委員会	原権者（委任先）：千葉県公安委員会	
法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）	法令の定め：道路交通法第103条第1項第1号から第3号まで（免許の取消し、停止等）、第107条の5第1項及び第2項（自動車等の運転禁止等）、道路交通法施行令第33条の2の3（免許の拒否又は保留の事由となる病気等）、第38条の2（免許の取消し又は停止の事由となる病気等）、第40条（自動車等の運転の禁止の基準）	
処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	処分基準：病気等の事由により自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙1のとおり。点数制度等により、6月を超える自動車等の運転禁止を行う場合は、の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。6月を超えない自動車等の運転禁止を行う場合の基準は別紙2のとおり。	
問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	問い合わせ先：交通部運転免許本部執行課聴聞係 （電話043-274-2000）	
備考：	備考：	

改正後	改正前	備考
別紙1 2 てんかん (1) ～ (4) 略 (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら<u>免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請</u>を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 3 再発性の失神(2)不整脈を原因とする失神(ア)～(エ)略 (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8 t 限定)を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれらの<u>免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請</u>を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	別紙1 2 てんかん (1) ～ (4) 略 (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許（準中型免許（5 t 限定）を除く。）、中型免許（中型免許（8 t 限定）を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれら<u>免許の申請又は更新の申請</u>を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 3 再発性の失神(2)不整脈を原因とする失神(ア)～(エ)略 (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8 t 限定)を除く。）、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているため、これに該当する者がこれらの<u>免許の申請又は更新の申請</u>を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上の間とする。	法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた) 法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた) 「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理

